

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理補機冷却海水ポンプ(A)グランド水調整弁に動作不良(中間開位置で固着)が認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
2	1号機	圧力抑制室プール水排水系ポンプ点検の水抜き作業時、ドレン弁を開操作したところ、高電導度廃液系サンプに潤滑油の流入が認められたため、当該ドレン弁閉及び対応検討。	C	
3	2号機	主復水器連続洗浄装置(B)自動運転(ボール分離工程)時、封水圧力低の警報が発生し、逆洗工程に移行する事象が認められたため、原因を調査。	D	
4	2号機	主復水器連続洗浄装置(B)自動運転(ボール分離工程)時、封水圧力低の警報が発生し、停止する事象が認められたため、当該圧力検出器を点検。	D	
5	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給ポンプ吐出ベント弁において、シートリーク(鉛筆1本分)が認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
6	2号機	モニター建屋トリチウムサンプルラック現場監視用ITVモニタにおいて、画像不良(ちらつき及び歪み)が認められたため、当該モニタを補修。	D	
7	3号機	主復水器連続洗浄装置(C)ボール捕集器差圧計において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器の検出配管を清掃。	D	
8	4号機	復水浄化系二次ホットウェル(C)入口流量調節弁用駆動部マメゲージ点検時、指示値不良(ひっかり:1個)が認められたため、当該マメゲージを交換。	D	
9	4号機	主蒸気第3弁点検時、弁グランド部締付ボルト用ナットの固着(2本)が認められたため、当該ボルト及びナットを交換。	D	
10	4号機	蒸気式空気抽出器駆動蒸気圧力調節弁用駆動部マメゲージ点検時、指示値不良(ひっかり:1個)が認められたため、当該マメゲージを交換。	D	
11	4号機	給水加熱器ドレン系水位調節弁(30台)用駆動部マメゲージ点検時、指示値不良(ひっかり:63個)、部品磨耗(3個)及びガラスのひび(6個)が認められたため、当該マメゲージを交換。	D	
12	4号機	原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動作業時、計算機の使用済燃料プール座標に燃料番号が書き込まれない事象が認められたため、当該計算機のソフトを修正。(燃料の移動は正常)	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	原子炉格納容器内ケーブル環境測定素子の回収において、温度測定素子(ボタン電池型)の紛失が認められたため、対応検討。	D	
14	4号機	非常用電気品室空冷コンデンサファン(B)用電動機点検において、回転子軸、軸受ケース及びファンボス部に磨耗が認められたため、対応検討。	D	
15	4号機	主復水器連続洗浄装置制御盤内点検において、端子台ネジ押さえに破損が認められたため、当該端子台を交換。	D	
16	1.2号廃棄物処理設備	シャワードレン系収集槽(A)攪拌弁点検時、同弁にシートパスが認められたため、当該弁を補修。	D	
17	補助ボイラ	補助ボイラ中和槽攪拌機において、モータVベルトに磨耗が認められたため、当該Vベルトを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353